

公益社団法人日本バス協会定款

平成23年 4月 1日
一部改正 平成24年 6月21日
一部改正 平成24年11月14日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本バス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旅客自動車運送事業の公益性にかんがみ、地域交通及び地域間交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客自動車運送事業の調査、研究、統計及び知識の普及に関する事業
- (2) 輸送の安全・環境に係る普及啓発に関する事業
- (3) バス輸送改善の推進に関する事業
- (4) 貸切バス事業者の安全性等に関する認定業務
- (5) 旅客自動車運送事業の経営基盤の安定を確保するための事業
- (6) バス事業に関する広報業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 普通会員

第1種 一般乗合、一般貸切又は特定による旅客自動車運送事業を営む者で、この法人の会員たる都道府県単位の団体に加入した者

第2種 第1種の事業者で構成する都道府県単位の団体で、理事会が承認した団体

(2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同して入会する者で、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員（前条第1項第1号の第1種普通会員を除く。）になろうとする者は、書面でその旨を申し込まなければならない。

2 前条第1項第1号の第2種会員である都道府県単位の団体は、入会者又は退会者があつたときは、遅滞なく書面で届出なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を1年以上にわたり納付しなかったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の登録)

第10条 この法人は、第5条第1項の承認をしたとき及び第6条第2項又は第8条の届出を受理したとき並びに第9条の決議があったときはそれぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿から抹消し、かつ、その旨を当該者に通知しなければならない。

(会員資格)

第11条 会員の資格は、会員名簿に登録されたときに生じ、会員名簿から抹消されたときに喪失する。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会员の議決権の5分の1以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第16条 会長は、総会の日を2週間前までに、普通会员に対して、次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない普通会员が書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 委任状による議決権の行使に関する事項

(招集手続の省略)

第17条 前条の規定にかかわらず、総会は普通会员全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 21 条 普通会員は、次の各号に該当する者に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

- (1) この法人の普通会員
- (2) この法人の普通会員たる法人又は団体の役員又は職員

2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。

3 第 1 項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。

4 第 1 項の規定により提出された委任状は、総会の日から 3 か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

5 普通会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 普通会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した普通会員の議決権の数に算入する。

3 第 1 項の規定により提出された書面は、総会の日から 3 か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

4 普通会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 5 章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 80 名以上 90 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、15 名以内を副会長、1 名を理事長、4 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 25 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は、理事の中から会長、副会長、理事長及び常務理事を決議により選任する。ただし、会長は、総会の決議により選定された候補者の中から選任することとする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐して、会務を代表して執行する。

5 常務理事は、その担当業務につき理事長を補佐し、会務を執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を通常理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 28 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 30 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び総会が定める役員に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

第 6 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 32 条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、業界に功績のあった者のうちから、顧問及び参与は、学識経験者のうちから会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 1 月、3 月、5 月及び 9 月に開催することを常例とする。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事又は監事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求した日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第 2 項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 40 条 この法人に、委員会を置く。

(委員会の職務)

第 41 条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し、及び理事会から付託された事項につきその実現に努力する。

(委員会の招集及び議長)

第 42 条 委員会は、委員長の要請により会長が招集する。委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別その他)

第 43 条 委員会の種別、構成その他については会長が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 45 条 この法人の資産は、会費及び一般乗合、一般貸切又は特定による旅客自動車運送事業を営む者で構成する都道府県単位の団体から出捐された資金（以下「出捐金」という。）並びにその他の収入から成るものとする。

(公益目的事業財産)

第 46 条 この法人の資産のうち、次に掲げるものを公益目的事業財産とする。

(1) 平成 9 年度までの出捐金

(2) 理事会において、公益目的事業財産に繰り入れることを決議した資産

(資産の管理)

第 47 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 50 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 事務局

(設置等)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 3 章 補 則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 堀内光一郎、寺坂伊佐夫、渡邊靖彦、中村忠昭、藤澤秀敬、木村 操、小津正弘、大田哲哉、佐伯 要、竹島和幸、高橋 幹、万代典彦、小林 隆、牧野和夫、山口哲生、吉井 繁、深谷晋也、山口健六、山下 勉、佐藤 健、木村正晴、武田吉則、須田哲雄、半田芳正、小暮達也、池田 敦、小田征一、富田浩安、星野晃司、松尾 均、島倉秀市、長山昭一郎、村上伸夫、宮沢和徳、谷澤幹男、神山泰雄、深谷研二、小澤建雄、金子 仁、魚住隆彰、桑名博勝、前川泰治、川口興二郎、竹内善一郎、酒井公夫、小池 潤、村瀬新一、森口明好、中村隆司、丹羽 敬、糸田晃稔、澤田 均、河上弘輔、上杉雅彦、

加藤友彦、中村憲兒、井上慎治、真山得治、大谷厚郎、宇野泰正、林 克士、
楞川幸太郎、渡辺寿栄夫、佐藤邦明、岸本宇根、金子晴信、上田恵三、山村 啓、
幸重綱二、塩見 修、岩崎芳太郎、中山良邦、木學康充、和佐田貞一、金子正一郎、
新谷和英、長谷川康夫、永川重幸、林 敏彦、藤井章治、野平昭憲、永井和夫、
船戸裕司、磯貝一男

監事 内藤 泉、下岡祥彦

3 この法人の最初の代表理事は、堀内光一郎、藤井章治、業務執行理事は、野平昭憲、永井和夫、船戸裕司、磯貝一男及び会計監査人は、永和監査法人とする。

4 第2項の理事のうち、会長、副会長、理事長及び常務理事は、次に掲げる者とする。

会 長 堀内光一郎

副 会 長 寺坂伊佐夫、渡邊靖彦、中村忠昭、藤澤秀敬、木村 操、小津正弘、
大田哲哉、佐伯 要、竹島和幸、高橋 幹、万代典彦、小林 隆

理 事 長 藤井章治

常務理事 野平昭憲、永井和夫、船戸裕司、磯貝一男

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成24年6月21日一部改正）

この定款の変更は、平成24年6月21日から施行する。

附 則（平成24年11月14日一部改正）

この定款の変更は、平成24年11月14日から施行する。